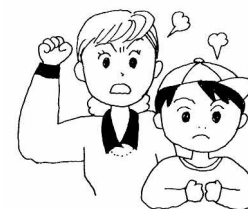


市の青少年 宿泊施設

浴槽の法定水質検査漏れが判明

民間に「お任せ」で公的責任がマヒ



週刊 市議会報告 日本共産党

08年1月21日
第1027号
【発行】日本共産党
浦安市議団
市役所控え室
350-1243


元木美奈子
入船4-37-14
355-8526
minamotonton@jcom.home.ne.jp


井原めぐみ
東野2-8-13
353-4730
i_megumi@d8.dion.ne.jp


美勢 麻里
北栄2-3-16-203
354-9269
m5mise@jcom.home.ne.jp

平成17年11月にデイズ二一経営者である(株)オリエントラルランドが建設し市に寄贈した青少年宿泊研修施設「うら・らめ〜る」(日の出7)の浴槽の法定水質検査が開設以来実施されていなかったことが、12月議会の日本共産党の一般質問で明らかになりました。昨年来、市の公共施設である保養所の蓼科山荘やUセントリー、ケアハウスの風呂水からレジオネラ菌等が検出されたことが問題になりましたが、「官から民へ」の流れのもとで指定管理者に任せきりになり、公的責任とチェック機能がマヒしてきたツケと言えます。

保健所の立ち入り検査で 2度も指摘されていた!

日本共産党の調査に対する市川保健所と県の衛生指導課の説明によれば、平成18年7月の立ち入り検査の際、当該施設は宿泊を伴う施設であるため、「旅館業法」に基づく風呂水の法定検査が未実施であったため、レジオネラ菌などの検査項目を示した資料を指定管理者であるアクティオ(株)に手渡し、検査を実施するよう口頭で指導したとのことでした。

ところが翌19年7月の立ち入り検査の際もまだ実施されていなかったことが判明し、再度法定検査未実施を指摘しましたが、実際に風呂水採取して検査に出されたのは4ヶ月もたった11月15日でした。市の聞き取り調査では両者の言い分が指導した「指導されていない」と食い違っていることをあげ、副市長は「具体的な指導はなかった」と答弁しています。

ビル管理会社に再委託で 【旅館業法】見落とし

なぜ検査が行われてこなかったかという事実経過について、こども部長は次のように答弁しています。

「青少年交流センターの指定管理者については平成20年度から2回目目の選定となるため、再度検証をすすめていたところ、11月13日に旅館業法に基づく水質検査(風呂水のレジオネラ菌や大腸菌等の検査)を行なうべきところ、ビル管理法に基づく水質検査を行っていることが判明した」
今回、指定管理者のアクティオ(株)がさらに千葉ビルメンテナンス(株)に再委託していたことから、市も指定管理者も「ビル管理の専



法定水質検査が行われていなかった浴室(うら・らめ〜る内)
検査結果は菌の検出はなしと判明

市長・教育長連名で 文書による嚴重注意

副市長は、今回の件は嚴重に受け止めており、今後適正に対応するよう指導した」と市及び指定管理者の責任を認めました。

こども部長は「11月22日、旅館業法に基づく水質検査の結果が出され、全て基準値内であったため、浴場の使用を再開し、27日には社長名によるおわび文が提出された。市長、副市長、教育長と協議し、12月13日付けで市長、教育長の連名による文書によって嚴重注意と指導をした」ことを明らかにしました。

事実経過と資料 市民に公開を!

日本共産党は嚴重注意とおわびの文書を議会に提出すること、事実経過を市民に報告することを求めました。

文書の提出について
こども部長は「議長を通してお示したい。議長と相談して対応させていたいただきたい」と提出を約束しました。
市民への事実経過の公開と報告について副市長は「結果が基準値内であったことから、市民への公表は必要ない」と、この件を市民には伏せておくという答弁に終始しました。

特別委員会開催「ぜひ傍聴を！」
元町再整備に関する特別委員会
1月24日(木)午前10時
庁舎建替に関する特別委員会
1月31日(木)午前10時